

～アセッサー講習の受講を考えている皆様へ～

令和7年度アセッサー講習費用助成事業の募集について

介護サービス事業所等が負担したアセッサー講習の受講料の2分の1相当（1名あたり1万円）を補助します。

募集期間

【第1期】令和7年10月20日（月曜日）期限厳守・必着

【第2期】令和8年2月10日（火曜日）期限厳守・必着

※ 応募多数の場合は先着順とし、受付を早期に終了する場合があります。

1 事業概要

介護プロフェッショナルキャリア段位制度の活用により、介護職員の定着と新規参入を促進するため、介護事業所に就労する介護職員（非常勤を除く）が受講する「アセッサー（評価者）講習」の受講料を、雇用する介護サービス事業所等が負担した場合、その費用の一部を県が助成します。

▷ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは

介護職員の資質向上を目的として、平成24年度に内閣府の実践キャリア・アップ戦略としてスタートし、介護の基本技術をはじめ、感染症対策、地域包括システムへの取組等、介護職員の現場スキルを確実に「できる」ようにするための人材育成プログラムです。

▷ アセッサー（評価者）とは

アセッサーは、介護プロフェッショナルキャリア段位制度において、施設・事業所ごとに職員の実践的スキルを評価する者です。

アセッサー講習を修了することにより、アセッサーとして正式に登録され、事業所・施設内での内部評価を行うことができます。

▷ アセッサー講習の概要及び受講申込について

受講申込み等については「一般社団法人シルバーサービス振興会」の介護キャリア段位制度専用ホームページをご覧ください。

※ アセッサー講習は全てeラーニングにて実施します。インターネットに接続できる一定のパソコン等の環境があれば、ご自宅や介護サービス事業所等で受講が完了します。

2 事業内容

(1) 補助対象者

以下の事業を運営する法人（介護サービス事業者等）で、事業所等に就労している介護職員（非常勤を除く）の「アセッサー（評価者）講習」の受講料を全額負担する者

① 県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業

② 県内に所在する老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

※ 令和7年度に開催されるアセッサー講習の受講が対象となります。

(2) 補助額

受講料の2分の1相当（1名あたり1万円）

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係 鶴留

電話 (099)-286-2687 (直通) FAX (099)-286-5554

メール k-jigyosyo@pref.kagoshima.lg.jp

県ホームページ> 健康・福祉> 高齢者・介護保険> 介護人材確保に向けた取組
> 【令和7年度】アセッサー講習費用助成事業の募集について